

令和7年第11回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年 11月 18日(火) 午後3時30分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員 議長 山本 正二
1番 武藤 康志 2番 伊藤 新司 3番 俵 薫
4番 井町 哲 5番 伊藤 美和子 6番 縄田 善博
8番 前田 耕次 9番 中嶋 友之 10番 中野 修
11番 石田 健治郎 12番 中嶋 誠 14番 岸 英法
15番 馬屋原 眞一 17番 村上 浩一 18番 安富 法明
19番 山本 正二
- 4 欠席農業委員 7番 倉増 知 13番 安部 好恵 16番 高見 清
- 5 出席推進委員 阿野 秀文 山縣 正明 山田 孝治 村中 清美 嶋田 義文 岩山 澄男
- 6 事務局 事務局長 河野 哲広 副主幹 井村 光敬 主査 柳井 信吾

事務局	午後 3 時 3 0 分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 7 年第 1 1 回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員 1 9 名中 1 6 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。本日の欠席委員は 7 番 倉増知委員、1 3 番 安部好恵委員、1 6 番 高見清委員です。それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思いますがよろしゅうございますか。それでは 4 番 井町哲委員、1 4 番 岸英法委員。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>農地法第 3 条許可申請が 2 件ありましたので説明します。2 件とも新規就農です。</p> <p>目録番号 1、参考資料 1 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●市の●●さん、譲渡人は●●市●●町の●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。譲渡人は申請地を父から相続しましたが、父が亡くなって以降は耕作されておらず、今後も管理が難しいため、譲受人に渡すことにしました。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>目録番号 2、参考資料 2 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●市の●●さん、譲渡人は●●県の●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。居宅の売買に伴い、居宅の近くにある申請地もまとめて売買します。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>

議長	はい、ありがとうございます。それでは新規就農ということ現地調査はありませんが、地元の方でこの件についてご存知の方は情報提供をお願いします。
中野委員	10番の中野です。1件目ですが、譲受人は農業の経験はなく、条件の良い田でもないの、耕作するのはいろいろと難しいのではないかと思います。
岸委員	14番の岸です。この申請を許可して草を刈ったり農地を保全してもらった方が、周辺農家にとっては良いのではないかと思います。許可しなければ農地が荒れるだけですので。
議長	ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしくをお願いします。 2件目について、どなたか知っておられますか？ 知っておられる委員がいないようなので、採決に移りたいと思います。 議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案の通り決定をします 続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 それでは、農地法第5条許可申請3件について説明します。
事務局	1件目、資料3を参照ください。所在地は●●町●●、転用面積1020㎡、申請人は●●●● ●●さん。申請地は●●というお寺の道路を挟んで向かいの農用地区域内農地で地域計画の対象地です。農家用住宅を建てるための転用となります。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。総会后、常設審議委員会で意見聴取します。 2件目、資料4を参照ください。所在地は●●町●●、転用面積1565㎡、申請人は●●●●です。申請地は位置図のとおり

	<p>です。用途区域内の3種農地です。太陽光発電のための転用となります。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目、資料5を参照ください。所在地は●●町●●、転用面積442㎡、申請人は●●●●です。申請地は位置図のとおりです。用途区域内の3種農地です。従業員用の駐車場として利用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査の報告をお願いします。</p>
中野委員	<p>10番の中野です。1件目につきまして、場所は参考資料の位置図のとおりです。申請人は、今回の申請地から少し離れた山の中に住んでまして、不便なので申請地に農家用住宅を建ててそこを拠点に農業を頑張りたいということです。特に問題ないと思います。2件目につきまして、場所は参考資料の位置図のとおりです。まわりも太陽光パネルが設置されていて、特に問題はないと思います。3件目につきまして、場所は参考資料の位置図のとおりです。●●●●の敷地の隣接地で、四方は宅地や道路、線路に囲まれています。特に問題ないと思います。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元推進委員より補足等ありましたらよろしく申し上げます。</p>
阿野推進委員	<p>於福地区の阿野です。委員の説明のとおりで特に補足することはありません。</p>
山縣推進委員	<p>大嶺地区の山縣です。2番と3番について、委員の説明されたとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしく申し上げます。</p> <p>それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>

委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号は原案の通り決定をします 続きまして議事順位第3 議案第3号、農用地利用集積等促進計画に係る意見決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 それでは、本日配布しております令和7年11月28告示、令和7年12月1日開始の農用地利用集積等促進計画をご覧ください。今回、全体で49筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定とを合計しまして、75,543㎡、貸し手が15名、受け手が1名でございます。内訳は、4ページ・5ページでございます。二段階方式になります。 1番は農事組合法人●●●●、2番から15番までは●●●●の農事組合法人●●●●が借り受けられる予定であり、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件、農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規定に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、の農用地利用集積等促進計画要件を満たしていると考えます。 以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしく申し上げます。 それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号は原案の通り決定をします 続きまして議事順位第4 報告第1号 報告第1号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。

	<p>それでは、現況証明願いの提出が7件ありましたので説明いたします。</p> <p>1件目 資料6を参照ください。申請地は昭和の頃に植林され、現在は山林となっています。</p> <p>2件目 資料7を参照ください。申請地は昭和45年に倉庫を建築し、現在は木材置場となっています。</p> <p>3件目 資料8を参照ください。申請地は平成8年頃に耕作をやめ、その後猪が水路を壊し、地盤がぬかるんでいます。隣地も原野であり保全管理ができず、現在は原野と化しています、</p> <p>4件目 資料9を参照ください。申請地は平成16年から耕作放棄され、原野と化しています。</p> <p>5件目 資料10を参照ください。申請地は50年以上前から農業用倉庫の敷地になっています。今立っている倉庫は平成17年に建て替えられたものです。</p> <p>6件目 資料11を参照ください。申請地は昭和51年から宅地の一部になっています。</p> <p>7件目 資料12を参照ください。目録のうち上7筆は20年以上耕作放棄され山林や原野になっています。下2筆は道路敷となっています。</p> <p>以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは現地調査委員から報告をお願いいたします。</p>
中野委員	<p>10番の中野です。1番についてですが、●●地区にあるお寺の裏にある斜面で山林になっています。2番についてですが、●●●●の会社の敷地になっています。</p>
村上委員	<p>17番の村上です。3番についてですが、参考資料の写真のとおり、荒れて原野になっております。4番についてですが、●●●●●●の、道を挟んで反対側にある農地です。参考資料の写真のとおりで、農地ではないということで問題はないと思います。5番についてですが、参考資料の写真のとおり、農業用倉庫が建っており宅地になっています。6番についてですが、●●●●●●●●●●の近くなります。参考資料の写真のとおり、宅地になっております。</p>
中野委員	<p>10番の中野です。現地は●●●●地区になります。目録の上7筆は耕作放棄されて大藪になっています。下2筆は道路の法面になっています。以上です。</p>

議長	はい、ありがとうございます。 それでは地元委員から補足説明ありましたらお願いいたします。
山田推進委員	伊佐地区の山田です。1番については山の斜面でどうにもならない土地なので問題ありません。
山縣推進委員	大嶺地区推進委員の山縣です。2番について委員が説明されたとおりです。
村中推進委員	岩永下郷地区推進委員村中です。3番について、委員が説明されたとおりです。
嶋田推進委員	於福地区推進委員の嶋田です。4番について線路と川に挟まれた土地で、ここが農地でなくなることに問題はありません。
岩山推進委員	大田地区推進委員の岩山です。5番、6番ともに宅地となっており問題はありません。
議長	ありがとうございます。7番は地区担当推進委員が欠席です。それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。
馬屋原委員	15番の馬屋原です。4番についてですが、写真を見る限りでは、現況証明を出すほど荒れてないように見えるのですが。
中野委員	申請地は大雨が降るたびに水没するような土地で、ぬかるんでいるのでトラクターが嵌ったりするような状況です。耕作に適した土地ではありませんし圃場整備もされていません。
議長	ありがとうございます。ほかになにか意見等がありますか？よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	特に発言等無いようでございますので、報告第1号を終わります。 続きまして議事順位第5、報告第2号、農振法に基づく農用地の軽微な変更について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお

事務局	<p>願います。</p> <p>1 件朗読。</p> <p>それでは農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届け出が 1 件ありましたので説明いたします。資料 1 3 を参照ください。</p> <p>場所については参考資料の位置図のとおりです。申請地の一面に農業用倉庫を設置します。美祢市長に対して、用途変更に関する異論等はないものとして回答します。以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは現地調査委員から報告をお願いいたします。</p>
村上委員	<p>1 7 番村上です。申請地の場所は●●●●を●●から●●にむかって進むと●●のバス停があります。そこを右折して 2 キロくらい進んだところにあります。孫が担い手で耕作面積を拡大するのに機械を増やしたりする必要があるため倉庫が必要ということで特に問題はないと思います。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは地元推進委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
岩山推進委員	<p>大田地区推進委員の岩山です。村上委員の説明されたとおりで補足することはありません。</p>
議長	<p>ありがとうございます。なにか意見等がありますか？よろしゅうございますか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>特に発言等無いようでございますので、報告第 2 号を終わります。</p> <p>続きまして議事順位第 6、報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>目録をご覧ください。合意解約 4 件について説明します。</p> <p>1 件目は貸付人●●さん、借受人●●さんの間の解約です。貸付人からの申し出による解約です。</p> <p>2 件目は貸付人●●さん、借受人●●さんの間の解約です。他の耕作者と利用権を設定するための解約です。</p> <p>3 件目は貸付人●●さん、借受人●●さんの間の解約です。借受人が耕作をされないことにより、貸付人からの解除の申し出による解約です。次の耕作者は未定です。</p> <p>4 件目、5 件目は貸付人●●さんと、借受人農事組合法人●●●●の公益財団法人やまぐち農林振興公社を通した利用権の解約になります。貸付人の●●さんがご自身で管理をされるための解約になります。</p> <p>以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>特に発言等無いようでございますので、報告第 3 号を終わります。</p> <p>続きましてその他の方に移りたいと思います。農業相談はありませでした。当番委員の皆さんありがとうございました。</p> <p>以上で審議がすべて終わりますが、委員の皆さんより何かありますか？</p> <p>それでは終わりたいと思います。</p> <p>互礼。</p>

午後 5 時 0 0 分閉会

議事録は正確なることを認め署名する。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____